

答 申

1 審査会の結論

諮問第141号案件「住民票等の請求・申出書」「戸籍謄本等職務上請求書」及び「住民票の写し等職務上請求書」に係る個人情報等一部開示決定処分について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件の審査請求は、令和4年7月11日付で審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。本件審査請求の趣旨は、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「私に関する住民票、戸籍の申請書」の個人情報等開示請求（令和4年度受付第7号。以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が令和4年5月17日付で行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、非開示部分の一部開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ①請求人は、〇〇である。本件請求に係る住民票及び戸籍謄本についての弁護士による職務上請求によって取得された情報が、〇〇の知るところとなった。当該職務上請求により取得した請求人の個人情報を目的外に使用した可能性が極めて高い。請求人は、〇〇、平穏な生活が脅かされている。世田谷区が保護すべきは請求人及びその家族のプライバシーと平穏な生活であり、これは本件処分の理由で示された弁護士の仕事上の権利や利益よりはるかに優先的に保護されるべき人権である。
- ②上記①の職務上請求は、戸籍法第10条及び住民基本台帳法第20条第4項に違反した虚偽の利用目的の申告又は目的外使用が疑われる請求である。戸籍謄本等請求用紙の使用及び管理に関する規則第5条に違反しているか否かを判断するために非開示部分が開示されなければならない。
- ③区は、上記①の職務上請求につき、何をもって事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると判断し、開示しない判断を下したのか。また、その判断は妥当かつ合理的なものであったかについて審査を請求する。
- ④本件処分の判断にあたり、区は上記①の職務上請求の際の利用目的等が不実の内容であった場合のリスクを検討したかについて審査を請求する。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、非開示とした本件審査請求に係る部分（以下「本件非開示部分」という。）につき、条例第21条第4号に該当するとして本件処分を行った。実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 条例第21条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報等に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報等を開示しなければならない。」と規定しており、同条の規定は開示請求時の保有個人情報等の原則開示を求めている。
- (2) しかしながら、条例第21条第4号は、例外的に非開示となる情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。また、同号ただし書では、当該非開示情報のうち、例外的に開示できる情報として、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他の人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」と規定している。
- (3) そして、同条第4号の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報とは、①法人等又は事業を営む個人の有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるもの等であると解されている。
- (4) これらを本件処分についてみると、本件非開示部分はいずれも、種々の事件名等が記載されているであろうと推測される欄であり、これらを開示することにより、訴訟を提起する前の時点で、訴訟を予定している案件の名称等が相手方の知るところになれば、当該事件に係る弁護士業務の遂行に支障をきたすおそれがあることから、当該欄の記載事項は条例第21条第4号の非開示情報に該当するとともに、例外的に開示できる情報として規定しているイ、ロ及びハのいずれにも該当しない。
- (5) なお、「職務上請求により取得した請求人の個人情報を目的外に使用した可能性が極めて高い。」等の請求人の主張は、実施機関としては不知である。また、請求人の主張における回答を求める部分及び新たに情報の開示を求め

る部分については、実施機関はその求めに応じるべき法的義務を負うものではない。

- (6) 以上のことから、本件処分は条例に基づき適正に行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件請求に係る開示請求書には、「私に関する住民票の申請書、私に関する戸籍の申請書」との記載があり、実施機関は、住民票及び戸籍に関する請求書等の計3件を対象文書としている。審査請求書によると、請求人は一部開示決定通知書別紙の1(2)「戸籍謄本等職務上請求書(令和4年4月11日付收受)」及び(3)「住民票の写し等職務上請求書(令和4年4月11日付收受)」に関する非開示部分のすべてを開示することを求めている。

したがって、本件審査請求対象文書は、「戸籍謄本等職務上請求書(令和4年4月11日付收受)」及び「住民票の写し等職務上請求書(令和4年4月11日付收受)」と認められる。

(2) 条例第21条第4号の該当性について

本件審査請求対象文書である「戸籍謄本等職務上請求書(令和4年4月11日付收受)」及び「住民票の写し等職務上請求書(令和4年4月11日付收受)」に関して、当該交付請求は、戸籍法第10条の3第1項及び住民基本台帳法第12条の3第2項の規定に基づき、適正に請求されたものと認められる。

そして、条例第21条第4号は、開示請求に係る保有個人情報等に「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が含まれている場合には、「法人情報」として、当該保有個人情報等を非開示とすることを定めている規定である。

また、同号ただし書では、当該非開示情報のうち、例外的に開示できる情報として、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」と規定している。

これを本件についてみると、本件審査請求対象文書のうち、本件非開示部分は、戸籍謄本等職務上請求書の「事件の種類、代理手続きの種類及び戸籍の記載事項の利用目的」欄の記載の部分並びに住民票の写し等職務上請求書の「利用目的の内容」欄及び「業務の種類」欄の記載の部分である。当審査会において審査請求対象文書を見分したところ、本件非開示部分には、弁護士が受任した事件に関する利用目的及び業務の種類の内容が具体的に記載されており、これらの内容が訴

訟の相手方等の知るところになれば、当該事件に係る弁護士業務の遂行に支障をきたすおそれがあることから、当該欄に記載されている情報は条例第21条第4号の非開示情報に該当すると認められる。

さらに、本件非開示部分は、条例第21条第4号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないと認められる。

よって、本件審査請求に係る保有個人情報を非開示とする判断は、妥当である。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日付	審議経過
令和5年2月2日	・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第141号）
令和5年11月6日	（令和5年度第6回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和6年2月6日	（令和5年度第9回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
令和6年4月22日	（答申第141号） ・審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 牛嶋 仁
副会長 大林 啓吾
委員 石田 若菜
委員 白石 裕美子
委員 松村 武志